

国際的債権回収と仮処分

2014年5月7日

原口総合法律事務所
所長 弁護士 原口 薫

I. はじめに

当事務所は最近、中国の衣料品の生産工場を代理して、日本の卸売業者が百貨店に対して有している預託金の返還請求権を仮に差し押さえることに成功した。担当裁判官の話では、このような仮差押えは東京地裁では初めてとのことである。卸売業者が百貨店に対して有する預託金の返還請求権に対する仮差押えは、外国の生産工場が日本の卸売業者に対して有している債権の回収方法としては極めて効果的であり、今後とも増加することが予想される。そこで、このような仮差押えがなぜ効果的なのか、また、中国の企業が債権者として仮差押えをする場合、裁判所や供託所に提出する書面の記載にあたってどのような点に注意を要するのかについても裁判所や東京法務局の実務に即して紹介したい。

II. 日本の衣料品の卸売業者の弱点と百貨店に対する預託債権の仮差押えの有効性

従来から、日本では衣料品を、材料や人件費の安い中国で生産し、百貨店などを通じて大量に販売する輸入業者、卸売業者が多数存在する。このような百貨店に対する卸売り、とりわけ、子供服の卸売りは利益率の高いビジネスである。現在でも、中国で一枚 500 円から 1000 円で生産された子供服を消費者に対して 5000 円から 1 万円で販売されている。

ところで、日本の輸入業者や卸売業者は、大量の衣料品を長期間にわたり購入してきたことから、中国の生産工場に対して強い関係にあり、代金の支払いを長期にわたり遅延するケースが多い。その結果、中国の生産工場の日本の輸入販売業者に対する売掛金は数千万円から数億円に達していることも少なくない（当事務所の扱った事案では未払い残代金は約 5000 万円にも上っていた。）。

注意を要するのは、中国における人件費の高騰、少子化、日本の百貨店の業績の悪化等の影響で、日本の輸入販売業者や百貨店に対する卸売業者の財務状況が急速に悪化しているという点である。とりわけ、卸売業者は、百貨店の業績の悪化のために、衣料品を百貨店に買い取ってもらうことができなくなっている。その結果、百貨店の店舗を借りて、自ら衣料品を販売し、販売代金から店舗の使用料を控除した残額を、翌月以降に支払ってもらうことになり、店舗の使用料や販売員の人件費を、卸売業者が負担している。このため卸売業者の中には、中国の生産工場に対する多額の売掛金の支払いを不当に拒む者が少な

くない。

当事務所が取り扱った事案では、製品の納期が遅れたために多額の損失を被ったとして日本の卸売業者が2000万円もの値引きを要求したが、納期遅れの主要な原因は卸売業者の長期かつ多額の製品代金の未払いによって、中国の生産工場の原料の調達と衣料品の縫製が遅延したことにあった。

このような不誠実な卸売業者に対し、中国の生産工場としては、売掛代金債権の弁済を求めて訴えを提起する以外に、債権の回収方法はない。しかし、代金債権の請求訴訟には数か月から数年を要するのが通例である。しかも、中国の生産工場との間で紛争が激化した卸売業者の中には、訴訟の継続中に資産を費消してしまうものも少なからず存在する。結局代金債権の請求訴訟を起こしても、債権の回収にとり無意味な場合が少なくない。そこで、より効果的な法的手段が求められている。

ここで着目すべきなのは、百貨店に対する卸売業者の収入源である。すなわち、百貨店に対する卸売業者の収入源は、百貨店に対する販売代金の預託金の返還請求権であり、百貨店から卸売業者への支払いを暫定的に停止することができれば、卸売業者の任意の弁済を促すことも十分に可能である。具体的には、預託金の返還請求権の仮差押えであり、裁判所から百貨店に対して、卸売業者に対する支払いをしてはならないという命令が下されるのである。その結果、未払代金返還訴訟が終結するまでの間、預託金が卸売業者に支払われることはなくなるばかりか、百貨店に対する信用を重視する卸売業者は、債権者との和解によって、百貨店との信用の回復を図る可能性が高い。

以上から、百貨店に対する預託金の返還請求権に対する仮差押えは、債権者の未払い代金債権の回収にとり極めて有効な手段である。

Ⅲ. 中国法人による仮差押の申立てを巡る注意点

1. 序

それでは中国の生産工場が、日本の卸売業者の預託金の返還請求権に対する仮差押えの申立てをする場合の注意点は何か。

2. 仮差押えの委任状の記載方法

一般に外国法人が日本において仮差押えの申請などの裁判を行うに当たっては、我々のような日本の弁護士に委任せざるを得ない。我々は、外国法人の代表者や訴訟担当者とは面談の後委任契約書を作成するとともに、裁判所に提出するために、仮差押え、本訴、仮差押えに必要な担保金の供託、本案訴訟の勝訴ないしは和解による供託金の取戻し等の委任事項を記載した委任状を作成し、法人の代表者に署名していただくことになる。その際の法人の名称、住所、代表者の氏名、肩書などは代表者の名刺をもとに作成する。

問題はその際の名刺の記載が、中国法人の場合必ずしも正式の名称とは限らないことや、漢字の表記が日本とは微妙に異なることがある点である。たとえば会社の代表者は通常名

刺では董事長と記載されているが、中国の法律上の正式の名称は法定代表者であったりする。

3. 当事者の表示、資格証明

日本の裁判所は委任状の表記にはこだわらないが、法人の商号、住所、代表者の肩書、氏名などは後に正式の文書の提出を要求し、厳密に確認をする。たとえば、仮差押えの当事者が法人の場合、確かに法人が存在し、法人の代表者が会社を代表して、我々に訴訟を委任する資格を有することを証明する書面として、日本法人には登記事項証明書の添付を要求する（民事保全法規則 6 条、民事訴訟法規則 18 条、15 条）。東京地裁では、日本の法人である債権者及び第三債務者については代表者事項証明書、債務者については登記事項全部証明書の添付が求められている¹。

それでは中国法人の場合、どのような書面が要求されるか。実際の事例で我々が中国の生産工場に確認をしたところ、中国では、日本の法務局に相当する工商行政管理局が発行する営業許可書があるが、営業許可書の原本は本店に備えおかねばならず、副本は一通しかなく、外国の裁判所などに提出することはできない。

この営業許可証に代わる中国法人の資格証明として、同じく工商行政管理局が発行する「档案机读材料」という中国版の法人の登記事項証明書がある。もっとも中国版の登記事項証明書の商号や住所の表記などは、日本の漢字と微妙に異なることから、東京地裁では仮差押命令申立書の当事者目録には、中国の会社を日本の漢字で表記し、中国版の登記事項証明書通りの表記もカッコ書きすることを求めている。また会社の代表者の記載は会社の代表者の名刺では董事長などと記載されているが、中国版の登記事項証明書には法定代表者と記載されており、仮差押命令申立書の当事者目録には法定代表者と記載する。

このように、委任状の記載と当事者目録の記載が異なることがままたち、後の供託に当たっても注意を要する。

IV. 百貨店に対する預託金の返還請求に対する仮差押えの方法

1. 百貨店に対する卸売業者に対する直接取立権の取得

上記のように、中国の生産工場の衣料品が百貨店の店頭に並ぶまでには、中国の生産工場から日本まで衣料品を輸入する輸入業者とその製品を百貨店に卸す卸売業者が必要になる。両者が同一の場合も少なくないが、中国の生産工場との関係が深い輸入業者と、百貨店に厚い信頼のある卸売業者が異なることが多い。

このように両者が別の会社である場合、中国の生産工場が衣料品の売買代金債権を回収するに当たってはまず日本の輸入業者と協議をし、衣料品の売買代金債権の弁済契約を締結し、未払い代金債権に対する輸入業者の代表者の連帯保証や、代表者の不動産に対する抵当権などを設定することが通例である。しかし、日本の輸入業者は、中国の生産工場の

¹ 東京地裁保全研究会編『民事保全の実務(上)[第3版]』（金融財政事情研究会、2012年）103頁

製品から中間マージンを取ったうえで、百貨店に対する卸売業者に掛け売りをしていること通例であって、百貨店に対する卸売業者が衣料品の販売代金を支払わなければ、中国の生産工場に対して支払いをすることもできない。

このような場合、中国の生産工場としては、まず輸入業者との間で債権質権を設定し、輸入業者の卸売業者に対する衣料品の売掛代金債権を直接に取り立てる権利を取得することが必要になる（民法 366 条 1 項）。

2. 質権に基づく直接取立権を被保全債権とする仮差押え

(1) 東京地裁初の仮差押え

このような質権に基づく第三債務者からの直接取立は日本では確立された債権の回収方法である。我々が驚いたのは、担当裁判官によれば、東京地裁では質権に基づく直接取立権を請求債権とする仮差押えの事例が存在しないということであった。

日本の裁判官は、自らが先兵として発令した保全命令に対して異議が申し立てられ（民事保全法（以下「**民保法**」という）26 条）、東京地裁又は保全抗告（民保法 41 条 1 項）の保全抗告裁判所である東京高裁において、自己が発令した命令に対する異議が認められることを極度に嫌う。したがって、発令のための審理は慎重な上にも慎重に行われた。

急を要する仮処分にとって、過度に慎重な審理は致命的であり、我々も必死にならざるを得なかった。理論的、実務的な問題が数多く生じたが、最大の問題点は被保全債権の特定と立証の方法であった。

日本の法律上、仮差押えにおける被保全権利の立証は、証明ではなく疎明で足りる（民保法 13 条 2 項）。原則として債権者審尋だけで発令される仮差押命令にあっては、証明の程度は、本案について勝訴する一応の、ないしはある程度に高度の見込みがあるという心証を裁判所に抱かせる程度のものである。実際にはかなり高度のものが要求された。

また、疎明資料は、即時に取り調べられるものでなければならず（民保法 7 条、民事訴訟法（以下「**民訴法**」という）188 条）、売買代金の存在を裏付ける契約書などが最も重要な証拠となる。しかし、中国の生産工場と日本の輸入業者間、日本の輸入業者と卸売業者の間には何らの契約書も存在しないことが多く、契約書以外の書面で、如何に売買代金などを立証するか、大いに問題となった。

加えて、仮差押えなどの保全処分においては、口頭弁論が開かれることはほとんどなく、証人尋問が行われることも極めて少ない。そこで、関係当事者の裁判所ないしは我々に対する陳述書を活用する必要があった。

(2) 被担保債権の特定と疎明

中国の生産工場が日本の卸売業者に対して有しているのは質権に基づく直接取立権である。したがって、請求債権は、日本の輸入業者が卸売業者に対して有している未払い代金債権の全額ではなく、中国の生産工場から輸入業者に対する未払い代金債権額に限定される（民法 366 条 2 項）。また、輸入業者に対する未払い代金のうち、弁済期の未到来の部分

については、卸売業者から直接に取り立てることができない（民法 366 条 3 項）。そこで、まず中国の生産工場が日本の輸入業者に対して有している未払い代金債権の金額を特定し、弁済期も到来していることを両者間の弁済契約を示すとともに、両社の代表者の陳述書などを提出して疎明しなければならなかった。

（３）売掛代金債権の特定と疎明

我々が最も頭を悩ませたのは、日本の輸入業者と百貨店に対して販売を行う卸売業者の間の売掛代金債権の特定と疎明方法であった。

両者間には衣料品の売買契約書が存在しない。そればかりか、一決算期において発生した未払い代金債権のうち、どの部分が支払われ、どの部分が（品質不良などによって製品が返品されたことにより）一部解除されたかが判明しない。結局、日本の輸入業者と卸売業者間の取引の最初に遡って、帳簿と納品書などの資料を照合しなければ具体的な売掛代金債権の特定が不可能だった。しかし、これでは急を要する仮処分には不適切である。より効率的な疎明方法を考えなければならない。

結局仮差押えでは異例な、深夜の裁判官との電話会議等を踏まえ、輸入業者と卸売業者間の直近の取引に基づく売買代金を総額約 6000 万円になるまで特定し、その裏付けとなる納品書を疎明資料として提出することにした。

次に、輸入業者の代表者には、個々の取引の売買代金は、当初の売買代金から返品を差し引いた金額を、卸売業者と確認の上、納品書という形で発行していることを陳述してもらった。

さらに、輸入業者の帳簿を提出し、併せて、輸入業者には、同期間に卸売業者から 1000 万円の代金の支払いがなされたこと、未払い代金債権については弁済期の到来したものから弁済に充当していること（民法 489 条 3 号）等を陳述してもらった。

以上によって、輸入業者は現在卸売業者に約 5000 万円の未払い代金が存在することの疎明がなされたと裁判官に認めてもらった。

結局、被保全債権は、この約 5000 万円の未払い代金債権のうち、中国の生産工場が輸入業者に対して有する 4000 万円ということになった。

V. 担保金の供託における留意点

1. 序

裁判官との協議の結果、供託金（債務者に生ずる損害を担保する金銭）を 7 暦日（土日も含む）以内に積むことを条件に、仮処分の発令が得られることになった。裁判官が求める供託金は、被保全債権（質権の被担保債権）の 20%、約 800 万円であった。

2. 供託書の記載方法

東京法務局では、備えおきの供託申請書を作成の上、供託金を供託すると、供託書の記載どおりの供託書正本の発行を受けることができる。仮差押命令申立債権者はこの供託書

正本と写しを添えて、東京地裁に持ちこむことになる。東京地裁が、供託書正本が持ち込まれた当日の午後 4 時までには、供託書正本の内容を確認できれば、当日に仮差押え命令が発令され、第三債務者には翌日ないし翌々日には命令の決定正本が送達されるが、密行性の観点から、債務者には発令から一週間ほど経過して、決定正本が送達される。

他方、供託書の記載に重大な誤記があると、当該供託書では、担保決定に基づく供託とは認められず、担保の不提供として取り扱われる。万が一、裁判官の担保決定の期間（担保決定から暦日で 7 日以内）に供託をしなければ、担保決定自体が失効し、仮差押命令申立ては却下される（民訴法 78 条類推）。

このように供託申請書の記載方法は、担保決定や仮差押えの申立てにも重大な影響を及ぼす。特に、中国法人の場合、様々な落とし穴があるので、注意を要する。

まず、中国法人が仮差押命令を申立てる場合、我々のような日本の弁護士資格を有する者に申立てを依頼する。その依頼の中には、裁判所の担保決定に基づき、供託金を提供することも含まれている。したがって、供託に当たっては、中国の生産工場から我々に対する委任状（及びその和訳）の提示が必要になる。

供託申請書には、中国法人の資格証明、すなわち、中国版の登記事項証明書（及びその和訳）の提示も必要になる。

ここで注意をしなければならないのは、先に述べたように、委任状と中国版の登記事項証明書の記載内容が、代表者の名刺の記載、日本語と中国語の表記の違い、中国ではまま起こりうる住所の誤記などから異なり得ることである。この際の供託証明書の記載方法として、東京法務局では委任状に記載された住所表記でも、中国版の全部事項証明書に記載された住所表記でも認められる。しかし、東京地裁の実務では中国版の全部事項証明書に記載された住所でなければ、担保決定に基づく供託書とは認めないので、住所の記載方法には注意を要する。

万が一、裁判所で担保決定の基づく供託書と認められない場合、裁判所に供託書の不受理証明書を発行してもらい、供託書を払い戻して再度の供託をすることも可能ではある。

しかし、東京法務局の実務として、供託の場合と異なり、供託金の払い戻しに当たっては、日本法人の場合には委任状に押捺されている代表者印（法務局に届け出ている実印）の印鑑証明書（法務局が作成する）が必要とされる。しかし、中国法人については、中国には印鑑証明が存在しないので、日本の公証人役場に相当する公証機関（中国の司法部（日本の法務省に相当する）の監督下に置かれる）に、委任状の署名の真正を公証してもらう必要がある。しかし、日本の公証人役場と異なり、公証を依頼してから公証状の発効まで、営業日で 3 日から 7 日を要するとのことである。中国の休日も入れると、担保決定から 7 暦日までに署名の真正に関する公証状を発行してもらい、供託金を取り戻し、再度供託をすることは不可能になりかねない。場合によっては、高額の供託金を再供託せざるを得なくなってしまうので注意を要する。

VI. 結論

以上のように、卸売業者が百貨店に対して有する預託金の返還請求権に対する仮差押えは、百貨店に対する信用を重視する卸業者に対する債権回収の方法として極めて有効である。

ただし、中国の生産工業が仮差押えをするに当たっては、中間の輸入業者との間で質権設定契約を締結し、輸入業者が卸売業者に対して有している衣料品の売買代金債権を直接に取り立てることができるようにする必要があり、売買代金債権の発生を示す契約書が存在しない場合には、売買代金債権の疎明方法として、輸入業者の帳簿、納品書などの書面や輸入業者の陳述書の内容などに工夫が必要である。

また中国の生産工場が仮差押命令申立てをする場合、法人の住所や代表者の資格の証明のために中国の工商行政管理局の発行する中国版の法人の登記事項証明書を発行してもらう必要がある。さらに、供託の際には、委任状等の記載に関わらず、中国の生産工場の住所も含めて、全て中国版の法人の登記事項証明書の記載内容どおりに供託申請書を作成する必要がある。

以 上